

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が4,829千円、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が6,716千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は、売上総利益が12,468千円、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が13,616千円それぞれ減少しております。

(会計処理の変更)

役員退職慰労引当金は、従来支給時の費用として処理していましたが、当事業年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業利益および経常利益は11,600千円減少し、税引前当期純利益は84,900千円減少しております。

9 . その他

該当事項はありません。